ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS
選択約款
(暖らんぷらん契約)
― 群 馬 地 区 他 ―

2025 年 6 月 2 日実施

株式会社 NTT ドコモ

目次

1. 対象となるお客さま……1
2. 用語の定義……1
3. 適用条件……2
4. 適用の限界……3
5. 料金……3
6. 単位料金の調整……3
7. 割引制度……5
8. 精算……7
9. その他……7

付則……8
（別表第１）……9
（別表第２）……13
（別表第３）……15
（別表第４）……17

1. 対象となるお客さま

この「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS 選択約款（暖らんぷらん契約）―群馬地区他―」（以下「選択約款」といいます。）は、託送供給約款別表第 12 の供給区域で「群馬地区他」に位置付けられ、かつ、この選択約款の３に定める適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社の「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS ガス基本約款」（以下「ガス基本約款」といいます。）とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1) 「家庭用ガス温水床暖房」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行う機器をいいます。

(2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴室暖房乾燥機」といいます。）とは、熱源機により温水を供給して、浴室や脱衣室の暖房乾燥を行う機器をいいます。

(3) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用する機器であって、次の全ての要件を満たすものをいいます。

①居室に温水を供給するための給湯器であること

②潜熱を回収するための熱交換器を有すること

③給湯熱効率が 90%以上であること

(4) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1 建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。

(5) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。

(6) 「単位料金」とは、6 に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、(1)または、(2)のいずれかを満たし、かつ(3)および(4)を満たすお客さまが、この選択約款の適用を申し出て（以下「適用の申し出」といい、適用の申し出を行った日を「申出日」といいます。）、当社が承諾した場合に適用いたします。なお、引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始する際にガス基本約款第 34 条第 2 号の東京ガスによる供給施設の検査および消費機器の調査のための作業で床暖房の所在が確認できない場合、適用の申し出は当社が別に定める「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS 一般ガス供給約款 ―群馬地区他―」（以下「一般ガス供給約款」といいます。）に基づく契約の申し込みをしたものとみなし、当該申し込みを当社が承諾した場合、申出日にさかのぼって契約が成立したものとみなします（以下「所在が確認できない場合の取扱い」といいます。）。

(1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において熱源機をお使いの場合で、居室で床暖房をご使用になること。

(2) 施設付き住宅の非住宅部分または 1 需要場所内に居室を有する店舗等において熱源機をお使いの場合で、居室で床暖房をご使用

になる場合には、1需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。

(3) 当社が(1)および(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、当社又は東京ガスによる住宅への立ち入りを承諾すること。

(4) 適用の申し出にあたって、所在が確認できない場合の取扱いをあらかじめ承諾すること。

4. 適用の限界

当社は、ガス基本約款に基づき、お客さまからのこの選択約款の適用の申し出について承諾しないことがあります。

5. 料金

当社は、別表の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

6. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(7)のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートルあたり）

＝基準単位料金＋0.078 円×原料価格変動額／100 円×（１＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートルあたり）

＝基準単位料金－0.078 円×原料価格変動額／100 円×（１＋消費税率）

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

54,870 円

②平均原料価格（トンあたり）

別表第１の(7)に定められた各３ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりＬＮＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）およびトンあたりＬＰＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 149,570 円以上となった場合は、149,570 円といたします。

（算式）

平均原料価格＝トンあたりＬＮＧ平均価格×0.9206

＋トンあたりＬＰＧ平均価格×0.0405

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

（算式）

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

7. 割引制度

(1) この選択約款が適用されているお客さまであって、浴室暖房乾燥機または高効率給湯器をご使用いただいている場合には、以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

第一種割引（バス暖割）

適用条件　浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合

第二種割引（エコ割）

適用条件　高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用の場合

第三種割引（セット割）

適用条件　浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合であって、かつ、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用の場合

(2) 割引制度の適用開始日は、当社が割引制度の申し込みを承諾した

日以降、所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。ただし、申し込みを承諾した日が使用開始日以前の場合は、使用開始日といたします。

(3) 割引制度の適用終了日は、この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約が解約、解除その他の事由を問わず終了した日といたします。

(4) 当社は、第一種割引は別表第４(1)を、第二種割引は別表第４(2)を、第三種割引は別表第４(3)を適用して割引額を算定いたします。

(5) すでに割引制度が適用されているお客さまが、適用する割引種別の変更を希望される場合は、(1)に規定する割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が定める申込方法により当該変更を当社に申し込むことができるものといたします。

(6) 変更後の割引種別の適用開始日は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。

(7) 当社に割引制度適用に関する違反があった場合、またはお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。

(8) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合（(1)の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。なお、(1)の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社に

ただちにその旨を連絡していただきます。

(9) (7)または(8)の申し出にもとづく割引制度終了の日は、申し出が相手方に到着した日以降、所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日といたします。なお、申し出が相手方に到着した日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。

8. 精算

(1) ガス基本約款第 10 条第 4 項の規定にかかわらず、お客さまが３の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

(2) ７(8)なお書の規定にかかわらず、お客さまが７(1)の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、条件を満たす割引種別を適用した場合の料金（条件を満たす割引種別がない場合は８(1)に規定する料金とします。）とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

9. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

1.　この選択約款の実施の期日

この選択約款は、2025 年６月２日から実施いたします。

2.　「6.　単位料金の調整」(2)②１４９，５７０円(以下「調整上限」という）について

調整上限は、2022 年３月から５月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の４に定める定型約款変更およびガス基本約款第２条の規定により、見直すことがあります。

（別表第１）

料金および消費税等相当額の算定方法

(1)　料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

①「料金表（その他期）」は、料金算定期間の末日が５月１日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

②「料金表（冬期）」は、料金算定期間の末日が12月１日から４月30日に属する料金算定期間の料金の算定に適用いたします。

(2)　料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。

(3)　割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の１円未満の端数を切り捨てたものといたします。

(4)　従量料金は、基準単位料金または６の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(5)　割引額は、割引前料金額に別表第４に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の１円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表第４に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が０立方メートルの場合は、割引額は０円といたします。

（備考）

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額

＝（基本料金＋単位料金×使用量）（１円未満の端数切り捨て）

割引額

＝（割引前料金額×別表第４に定める割引率）（１円未満の端数切り捨て）

ただし、割引額算定の結果が別表第４に定める割引上限額をこえる場合は、割引額＝割引上限額

また、料金算定期間の使用量が０立方メートルの場合は、割引額＝０円

(6) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）（１円未満の端数切り捨て）

(7) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①料金算定期間の末日が１月１日から１月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

②料金算定期間の末日が２月１日から２月 28 日（うるう年は２月 29 日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から 11 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③料金算定期間の末日が３月１日から３月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

④料金算定期間の末日が４月１日から４月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年１月ま

での平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤料金算定期間の末日が５月１日から５月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年２月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥料金算定期間の末日が６月１日から６月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦料金算定期間の末日が７月１日から７月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が８月１日から８月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が９月１日から９月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩料金算定期間の末日が 10 月１日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

（別表第２）

料金表（その他期）

(1)　適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから 24 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が 24 立方メートルをこえ、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が 500 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2)　料金表

①料金表Ａ

a.　基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	759.00 円 （消費税等相当額を含みます。）

b.　基準単位料金

１立方メートルにつき	147.23 円 （消費税等相当額を含みます。）

c.　調整単位料金

b の基準単位料金をもとに６の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表Ｂ

a.　基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	1,296.10 円 （消費税等相当額を含みます。）

b.　基準単位料金

１立方メートルにつき	125.68 円 （消費税等相当額を含みます。）

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに６の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表Ｃ

a. 基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	7,612.30 円 （消費税等相当額を含みます。）

b. 基準単位料金

１立方メートルにつき	113.06 円 （消費税等相当額を含みます。）

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに６の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

（別表第３）

料金表（冬期）

(1)　適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が 20 立方メートルをこえ、79 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が 79 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2)　料金表

①料金表Ａ

a.　基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	759.00 円 （消費税等相当額を含みます。）

b.　基準単位料金

１立方メートルにつき	147.23 円 （消費税等相当額を含みます。）

c.　調整単位料金

b の基準単位料金をもとに６の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表Ｂ

a.　基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	1,267.20 円 （消費税等相当額を含みます。）

b.　基準単位料金

１立方メートルにつき	122.33 円 （消費税等相当額を含みます。）

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに６の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表Ｃ

a. 基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	1,668.92 円 （消費税等相当額を含みます。）

b. 基準単位料金

１立方メートルにつき	117.28 円 （消費税等相当額を含みます。）

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに６の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

（別表第４）

(1)　第一種割引（バス暖割）

a.　割引率

割引率	３パーセント

b.　割引上限額

割引上限額（１か月につき）	2,619.00 円 （消費税等相当額を含みます。）

(2)　第二種割引（エコ割）

a.　割引率

割引率	３パーセント

b.　割引上限額

割引上限額（１か月につき）	2,619.00 円 （消費税等相当額を含みます。）

(3)　第三種割引（セット割）

a.　割引率

割引率	６パーセント

b.　割引上限額

割引上限額（１か月につき）	5,238.00 円 （消費税等相当額を含みます。）